

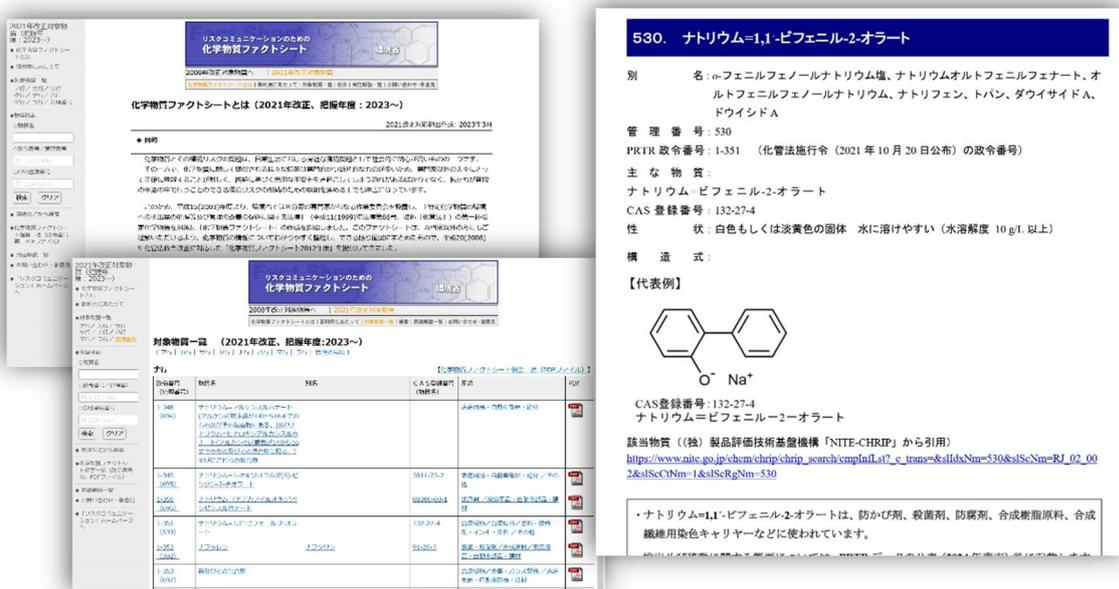
化学物質ファクトシートに2021年改正施行令対象物質を掲載

2023/3/28

化管法の2021年改正施行令では、515物質が第一種指定化学物質として指定され、2023年4月から把握対象となり、2024年度から届出が始まります。

2021改正施行令で追加された対象物質について、新しく「化学物質ファクトシート」を作成しました(196物質)。

作成した「[化学物質ファクトシート](#)」は、[PRTRインフォメーション広場の資料集](#)からご覧いただけます。



※追加物質については、現時点ではPDFのみの提供です。従来の「化学物質ファクトシート」にある文書内からの用語解説への参照リンクは設定しておりません。

※2021年改正前後で継続して対象となる物質、対象範囲の拡大、分離・統合した物質については、従前の「化学物質ファクトシート」の提供となります。

※化学物質ファクトシートは、ホームページからのみの提供となり、冊子での提供はございません。

担当: 環境省 大臣官房環境保健部 環境安全課

電話 直通: 03(5521)8259

メールアドレス ehs@env.go.jp